

○近江八幡市看護師等修学資金貸与条例施行規程

平成16年3月31日

病管規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市看護師等修学資金貸与条例(昭和50年近江八幡市条例第24号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、看護師等修学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、現に在学する養成施設の長の推薦書を添えて管理者に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、うち1人は2親等以内の親族でなければならない。
- 3 連帯保証人が死亡、破産その他の理由により欠けた場合は、申請者は、欠けた人数と同人数の連帯保証人を新たに立てなければならない。

(貸与の決定)

第4条 管理者は、第2条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは貸与を決定し、その旨を看護師等修学資金貸与決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。

(貸与の方法)

- 第5条 管理者は、前条の規定により修学資金の貸与を決定した者(以下「修学生」という。)に対し、同条の貸与決定通知に係る修学資金を毎月末日までに貸与する。ただし、特別の理由があるときは、2箇月分以上の修学資金を合わせて貸与することができる。
- 2 条例第3条第3項の規定により一時金で貸与するときの貸与期間は、貸与した修学資金の額を該当貸与月額で除して得た数に相当する月数をもって定める。

(受領書及び借用証書の提出)

- 第6条 修学生は、修学資金の貸与を受けたときは、その都度速やかに看護師等修学資金受領書(別記様式第3号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 修学生は、修学資金の貸与期間が満了したとき又は条例第4条の規定により修学資金の貸与の契約が解除されたときは、貸与を受けた修学資金の総額について、看護師等修学資金借用証書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(異動の届出)

第7条 修学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
- (3) 休学、復学又は退学したとき。
- (4) 停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 卒業したとき。
- (6) 保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。

2 修学生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 前項第1号又は第6号に該当したとき。
- (2) 病院において看護業務に従事しなくなったとき。

3 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(貸与の辞退)

第8条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、看護師等修学資金貸与辞退届(別記様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(契約の解除等)

第9条 管理者は、条例第4条又は条例第5条の規定により修学資金の貸与の契約を解除し、又は停止したときは、看護師等修学資金貸与契約解除(停止)通知書(別記様式第6号)により修学生及び連帯保証人に通知する。

(返還)

第10条 条例第6条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、同条各号のいずれかに該当する理由が生じた日から15日以内に看護師等修学資金返還計画書(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により返還計画書を提出した者が返還の方法を変更しようとするときは、看護師等修学資金返還方法変更願(別記様式第8号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 修学資金の返還及び条例第9条による延滞利子の納付は、管理者の発行する納額告知書によるものとする。

(返還猶予の申請)

第11条 条例第7条の規定により修学資金返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書(別記様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第12条 管理者は、返還の猶予を決定したときは看護師等修学資金返還猶予決定通知書(別記様式第10号)により、返還を猶予しない決定をしたときは看護師等修学資金返還猶予不承認通知書(別記様式第11号)により、それぞれ前条の申請者及び連帯保証人に通知する。

(返還免除の申請)

第13条 条例第8条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還免除申請書(別記様式第12号)に同条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第14条 管理者は、修学資金返還の免除を決定したときは看護師等修学資金返還免除決定通知書(別記様式第13号)により、返還を免除しない決定をしたときは看護師等修学資金返還免除不承認通知書(別記様式第14号)により、それぞれ前条の申請者及び連帯保証人に通知する。

(学業成績等の提出)

第15条 管理者は、修学資金の貸与に対し、学業成績証明書及び健康診断書の提出を求められることがある。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

看護師等修学資金貸与申請書

近江八幡市病院事業管理者 様

年 月 日

申請者 印
連帯保証人 印
連帯保証人 印

近江八幡市看護師等修学資金貸与条例の規定により修学資金の貸与を受けたいので、申請します。

申請者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
在学養成施設	名称		現在学年	学年
	所在地		入学年月日	年 月 日
貸与希望額				
貸与希望期間		年 月 日から 年 月 日		
学歴	卒業年月日	事項		
	年 月 日	学校卒業		
連帯保証人	住所			
	氏名		本人との続柄	
	生年月日	年 月 日		
	住所			
	氏名		本人との続柄	
	生年月日	年 月 日		

貸与が決定した場合の修学資金の振込先

銀行等名	銀行(信用金庫)										支店
口座	普通・当座	番号									
フリガナ											
名義											

別記様式第2号(第4条関係)

看護師等修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

近江八幡市病院事業管理者

印

看護師等修学資金を次のとおり貸与することに決定したので通知します。

決定番号	年 第 号
貸与金額	円
貸与期間	年 月から 年 月 まで
償還方法	近江八幡市看護師等修学資金貸与条例及び同条例施行規程の定めるところによる。

別記様式第3号(第6条関係)

看護師等修学資金受領書

金 円也

ただし、修学資金(年 箇月分)

上記の金額を受領しました。

年 月 日

近江八幡市病院事業管理者 様

決定番号 年 第 号

氏名 印

別記様式第4号(第6条関係)

看護師等修学資金借用証書

近江八幡市看護師等修学資金貸与条例及び同条例施行規程の規定により、次のとおり借用しました。

記

- 1 借用金額 円
2 借用期間 年 月から 年 月まで

年 月 日

近江八幡市病院事業管理者 様

決定番号 年 第 号
借用者
住所
氏名 印

決定番号 年 第 号
連帯保証人
住所
氏名 印

決定番号 年 第 号
連帯保証人
住所
氏名 印

別記様式第5号(第8条関係)

看護師等修学資金貸与辞退届

次のとおり修学資金の貸与を受けることを辞退します。

記

辞退期日	年 月 日
辞退理由	

年 月 日

近江八幡市病院事業管理者 様

決定番号 年 第 号

氏名 印

別記様式第6号(第9条関係)

看護師等修学資金貸与契約解除(停止)通知書

次のとおり修学資金貸与契約を(解除・停止)したので通知します。

記

決定番号	年 第 号
住所	
氏名	
解除(停止)年月日	
解除(停止)理由	

年 月 日

様

近江八幡市病院事業管理者

印

別記様式第7号(第10条関係)

看護師等修学資金返還計画書

次のとおり返還します。

記

貸与金額	円
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
免除を受けた額	円
返還金額	円
返還方法	全額払・月賦(円/月) ・半月賦(円/1回)
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

近江八幡市病院事業管理者 様

決定番号 年 第 号

借用者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

別記様式第8号(第10条関係)

看護師等修学資金返還方法変更願

次のとおり変更したいので承認をお願いします。

記

貸与金額		円
免除を受けた額		円
返還金額		円
返還済額		円
変更前	返還方法	月賦 半月賦 1回の返還額 円
	返還期間	年 月から 年 月まで
変更後	返還方法	月賦 半月賦 1回の返還額 円
	返還期間	年 月から 年 月まで
変更理由		

年 月 日

近江八幡市病院事業管理者 様

借用者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

別記様式第10号(第12条関係)

看護師等修学資金返還猶予決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の返還の猶予について、次のとおり決定したので通知します。

記

返還猶予額 円

猶予期間 年 月から 年 月まで

年 月 日

様

近江八幡市病院事業管理者

印

別記様式第11号(第12条関係)

看護師等修学資金返還猶予不承認通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の返還の猶予は、次の理由により不相当と認めます。

記

不承認の理由

年 月 日

様

近江八幡市病院事業管理者

印

別記様式第13号(第14条関係)

看護師等修学資金返還免除決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の返還の免除については、次のとおり決定したので通知する。

記

免除額 円

免除理由

年 月 日

様

近江八幡市病院事業管理者

印

別記様式第14号(第14条関係)

看護師等修学資金返還免除不承認通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の返還の免除については、次の理由により不相当と認めます。

記

不承認の理由

年 月 日

様

近江八幡市病院事業管理者

印